

キラリ米久留米
輝く、人・まち。

別 冊

久留米市環境基本計画

2011▶2020

ずっと暮らしたい
心地よいまち

グリーンエコシティ
くるめ

一部見直し版

2015年(平成27年)3月

久留米市

目 次

資料編

第 1 章 久留米市の姿	
第 1 節 久留米市の姿	1
第 2 節 久留米市の環境の移り変わり	6
第 3 節 地球の未来	15
第 4 節 市民・事業者のアンケート結果	18
第 2 章 各主体の役割	26
久留米市環境基本計画条例	28
用語集	34

第1章 久留米市の姿・地球の未来

第1節 久留米市の姿

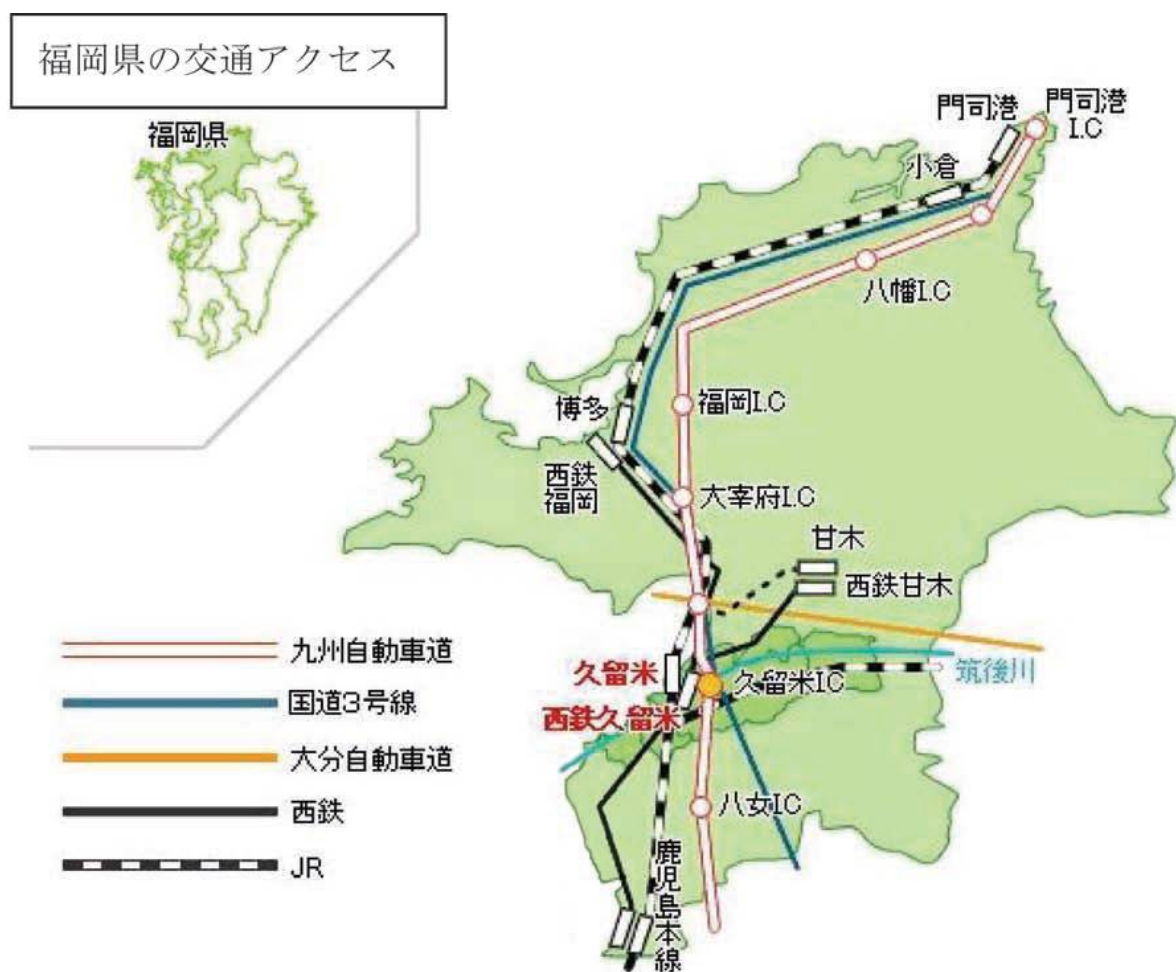
(1) 市の位置と地勢

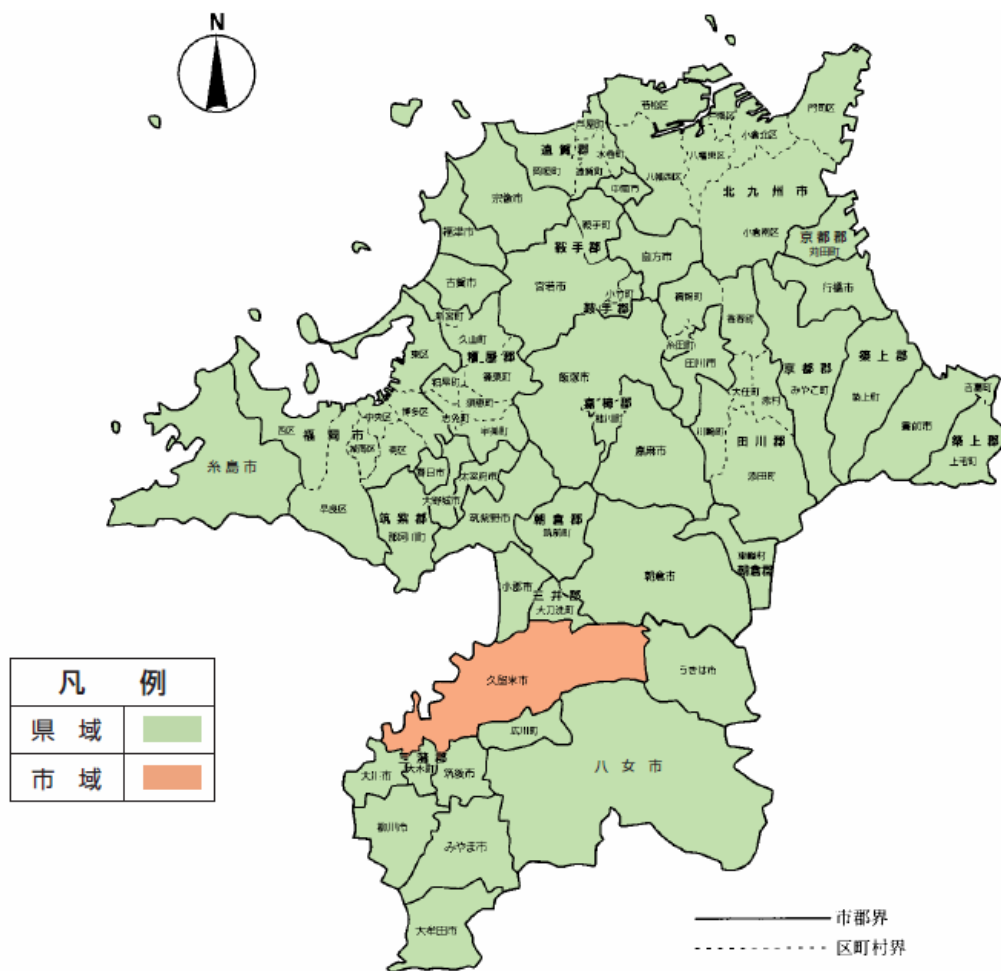
① 位置

本市は、東経135度30分北緯33度19分、福岡県南西部に位置し、九州の中心都市である福岡市から約40kmの距離にあります。市域は東西32.27km、南北15.99kmと東西に長い形状を示し、行政面積は229.84km²となっています。

平成17年2月の近隣4町（田主丸町、北野町、城島町、三潴町）との広域合併により市域は拡大し、平成20年4月には中核市に移行し、福岡県南地域の中心都市としての機能を果たしています。

また、九州自動車道と大分・長崎自動車道のクロスポイントや、福岡・佐賀の2つの空港にも近く、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、九州の交通の要衝となっています。





② 地勢

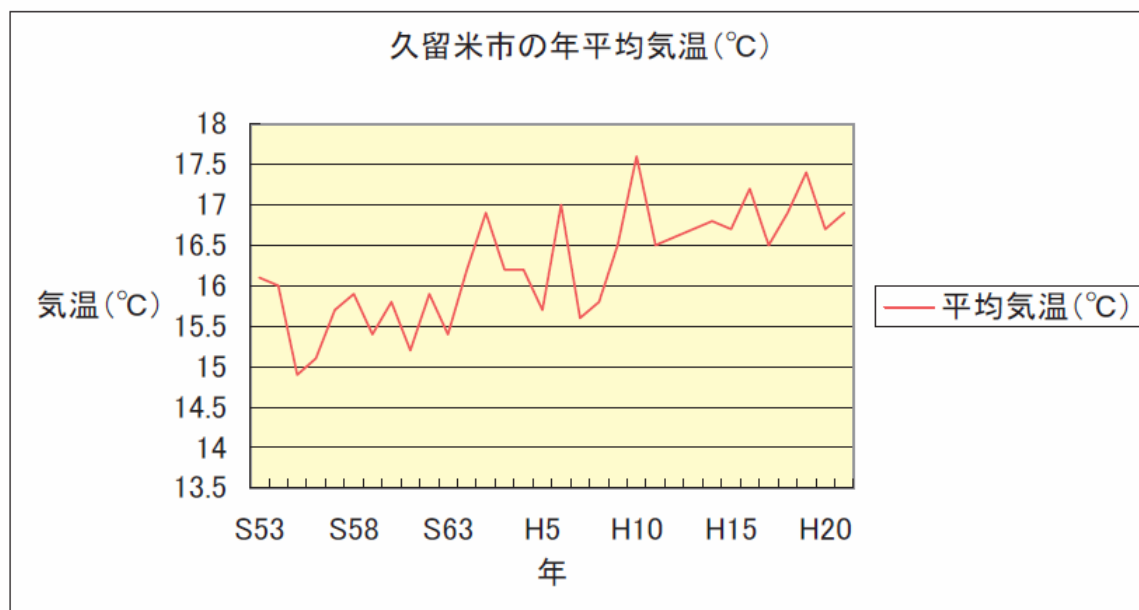
市の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が流れ、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっています。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北から西部にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な※沖積平野の平坦地に続いています。



（２）気候

本市は※内陸型気候区に属し、雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいます。ここ数年の平均気温は17℃前後で推移しており、数十年スパンで見ると平均気温は確実に上昇しています。

年間降水量は1,800mm程度で、特に梅雨期に集中するとともに、降水量の年変化が大きく、近年では※地球温暖化の影響で※ゲリラ豪雨の発生頻度が増加したことにより、浸水被害に見舞われることもあります。



出典：気象庁ホームページ

（３）人口

本市は、平成17年2月の広域合併の結果、平成23年1月1日現在の人口は、303,027人、世帯数は121,328世帯、1世帯当たりの人数は2.5人となっています。

また、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は平成23年1月1日現在、21.7%です。これからは、高齢者人口の割合は増えていき、少子高齢化がより一層進んでいくものと考えられます。

年 次	人口（人）			高齢者 比率 (%)	世帯数 (戸)	1世帯 人員 (人)	人口密度 (人/k㎡)
	総 数	男	女				
平成2年	294,665	140,716	153,949	12.4	91,496	3.2	1,282
平成7年	302,741	144,468	158,273	14.4	100,409	3.0	1,317
平成12年	304,884	144,814	160,070	16.9	107,612	2.8	1,326
平成17年	306,434	145,210	161,224	19.3	113,400	2.7	1,333
平成22年	303,027	143,679	159,348	21.7	121,328	2.5	1,318

出典：国勢調査報告（平成2年～平成12年は旧4町分合算）、平成22年は住民基本台帳より平成23年1月1日現在の値を抜粋

(4) 産業

① 農業

本市の農業は、県内最大の農業産出額を誇る本市の基幹産業であり、米麦をはじめ、野菜、緑花木・苗木類、畜産、花き、果実など多種多様な農産物が生産されています。

しかしながら、農産物価格の低迷、農業資材の高騰などにより、農業経営は厳しい状況にあり、農業後継者の減少や耕作放棄地の増加など、農村地域の活力低下が懸念されています。

② 工業

本市の工業は、繊維産業、ゴム工業を中心に発展してきました。現在は、本地域が有する様々な強み・特色や潜在力を積極的に活用し、ゴム産業に続く新たな基幹産業・次世代産業の創出、育成、集積を推進しています。

③ 商業

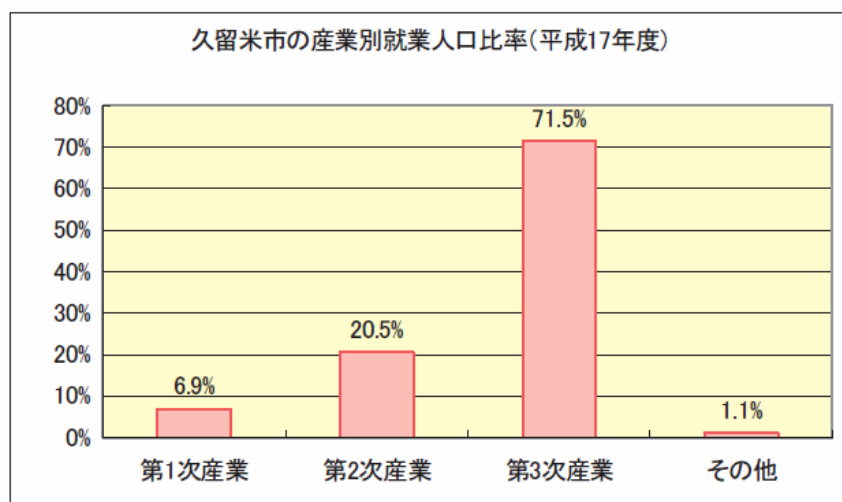
本市は、筑後地域だけでなく、佐賀県や大分県の一部をも商圏とする県南最大の商業都市として発展してきました。

市中心部には、百貨店や中心商店街が集積していますが、近年は、郊外大型店舗の立地等により、百貨店の撤退や店舗の閉店など大きな影響を受けています。

④ その他

本市は、古くから「医者の子」と呼ばれ、市内には35の病院と300を超える診療所など多くの医療機関があり、人口1,000人あたりの医師数は全国トップクラスです。さらに、高度な医療や検査機能を有する病院も多くあります。

また、産業別就業人口は、第3次産業の割合が全体の70%以上を占めており、増加傾向にある一方で、第1次産業・第2次産業の割合は減少傾向にあります。



出典：久留米市統計書

【産業分類について】

第1次産業・・・農業・林業・水産業など

第2次産業・・・鉱業・工業・建設業など

第3次産業・・・商業・運輸通信業・金融保険業・公務・その他のサービス業

（５）土地利用

久留米市の土地利用面積は、農地が91.88㎢と最も多く、次いで宅地が40.46㎢となっています。都市化の進展や経済の発展に伴い、農地面積は減少傾向、宅地面積は増加傾向にあります。

山林は、輸入材の増加により木材価格が長期低迷し、経済林としての価値が低下する中、林業従事者の減少と併せて間伐や枝打ちなどの作業が停滞しており、山林が持つ保水や災害防止などの公益的機能の低下が課題となっています。

また、一定期間耕作を行わない遊休農地や耕作放棄地が年々拡大しており、農地の所有者、耕作者による農地の適正な管理が求められています。



土地利用

（平成21年1月1日現在）

区 分	面 積 (㎢)	構 成 比
農地（田・畑）	91.88	40.0%
宅 地	40.46	17.6%
山林・原野	18.21	7.9%
そ の 他	79.29	34.5%
合 計	229.84	100.0%

出典：久留米市統計書

第2節 久留米市の環境の移り変わり

1. 自然環境

(1) 自然特性

本市を流れる筑後川の中流部は、かつては典型的な蛇行河川でしたが、度重なる洪水を防ぐための治水工事により、河川の直線化が進められました。また、市域に多く見られる筑後川本流に中小河川が合流する付近は低湿地の洪水常襲地であったため、※自然堤防上に集落が立地し※後背湿地が発達してきました。さらに、市街地は高良川が形成した古い※扇状地上にあり、小河川沿いには※河岸段丘がみられます。

市域の南東部を占める耳納山地は、東西方向に断層線が並行して走る典型的な※断層山地で、山麓には複合扇状地が発達しています。南部には耳納山地から続く高良台丘陵があり、西流する小河川の浸食によって丘陵が分断されており、地質的に貴重な地域になっています。平野部は、筑後川の堆積作用によってできた※沖積層が広大な水田として広がっており、クリークやため池が多く、ヒシ・ホテイアオイなどの水草やカササギ・ムクドリなどの野鳥のほか、ニッポンバラタナゴやカゼトゲタナゴなどの低平地のクリークに特有の魚がみられます。また、田主丸地域の用水路では、ヒナモロコの生息も確認しています。

山地は古生代の※変成岩からなる山で、スギ・ヒノキなどの針葉樹林の他、暖地性・低山性の照葉樹林に覆われており、ここには野鳥・昆虫をはじめ多くの動物が生息しています。

河川は、平野部の中心を筑後川が流れ、筑後大堰から下流は有明海の干満の影響を受け、※汽水域が生じ、エツなどの珍しい魚も生息しています。中流域は護岸工事が進み、河川敷もスポーツ公園や採草場などに利用され、単純な植生となっていますが、高良川をはじめとした支流の上流域には自然植生が残されています。

また、本市は、「福岡県立自然公園条例」に基づいて、筑後川や耳納山地が筑後川県立自然公園として指定を受けており、その総面積は **4,881ha** で、市域面積の **21%** を占めています。その他、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、高良山鳥獣保護区 **1,186ha** 及び銃猟禁止区域として、久留米 (**1,200ha**)、西牟田 (**350ha**)、久留米東部 (**724ha**)、筑後川河川敷 (**300ha**) の **4** 地区が設定されています。さらに、「森林法」に基づいて、**1,582ha** の保安林が指定され、本市の森林面積 **3,357ha** の **47.1%** を占めています。

これらの自然とふれあう場として、筑後川県立自然公園内の耳納連山には自然歩道が整備され、自然散策コースとして市民に親しまれています。さらに、高良山周辺の市有林を四季の森として位置づけ、四季折々の森のすばらしさや生物とふれあう活動を行うふれあい教室や市民グループによるハイキングの開催など、市民の憩いの場となっています。



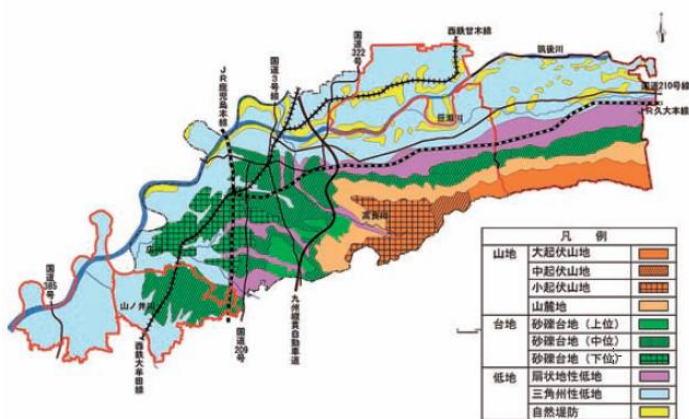
■蛇行河川（筑後川）



■耳納山地



■ヒナモロコ（撮影：橋本哲男）



■地形図

（出典：土地分類図 福岡県 昭和45年 財団法人日本地図センター）



■地質図

（出典：土地分類図 福岡県 昭和45年 財団法人日本地図センター）

(2) 貴重な自然環境

本市には、環境省、福岡県が発行している*レッドデータブックに掲載されている希少生物が存在しています。

植 物	キンメイモウソウチク、サデクサ、タチハコベ、ヒメノボタン、オオアブノメ、ヒシモドキ、ウンヌケモドキ、ヌマガヤ、ウマスゲ、トラノハナヒゲ、ヨウラクラン、コバノトンボソウ、ナガミノツルキケマン、コイヌガラシ、タコノアシ など
哺乳類	ムササビ、ハタネズミ など
鳥 類	コノハズク、トモエガモ、イカルチドリ、ツバメチドリ、サンコウチョウ、ササゴイ、ハイイロチュウヒ、シロチドリ、ケリ、タゲリ、ジュウイチ、ツツドリ、クロツグミ、オオヨシキリ など
両生・爬虫類	カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、ニホンイシガメ など
昆 虫 類	オオイトトンボ、モートンイトトンボ、タイワンツバメシジミ、キボシチビコツブゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、ヤマトモンシデムシ、オオクワガタ、ギョウトクテントウ、ハイイロチビミノガ、キマダラモドキ、クロヒカゲモドキ、ヒカゲチョウ など
魚 類	ヒナモロコ、カワバタモロコ、セボシタビラ、アリアケシラウオ、アリアケヒメシラウオ、クルマサヨリ、スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、ニッポンバラタナゴ、カゼトゲタナゴ、アリアケスジシマドジョウ、アリアケギバチ、ヤマノカミ、エツ、ヤリタナゴ、カワヒガイ、ドジョウ、アカザ、メダカ、オヤニラミ など
貝 類	マメタニシ、オバエボシ、カタハガイ、ニセマツカサガイ、オオタニシ、クルマヒラマキ、トンガリササノハ、マツカサガイ、マシジミ など



■キンメイモウソウチク



■オオクワガタ（撮影：城戸克弥）



■ニホンイシガメ（撮影：菊水研二）



■ニッポンバラタナゴ

2. 文化歴史環境

(1) 都市景観

イチョウの木が一行に並ぶ本市のメインストリートである明治通りや、ケヤキが植樹され緑豊かになったブリヂストン久留米工場の正面から篠山、旭町に通じるブリヂストン通りは、市街地の自然景観を代表するスポットであり、四季の変化に応じて、木々の様々な姿をみることができます。

また、JR久留米駅、西鉄久留米駅を中心に商業施設やオフィスが集積し、賑わいのある景観を形成し、特にJR久留米駅は、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通したことにより、広域の玄関口となり、今後急速に駅周辺の整備が進んでいくものと考えられています。

さらに、市街地を囲むようにして、社寺、都市公園、住宅、文教施設が立地し、筑後川等の河川も隣接していることから、水と緑にあふれる落ち着いた閑静な雰囲気の景観を形成しています。

郊外に目を向けると、国道3号、国道210号といった幹線道路や筑後川堤防道路沿いから耳納山地や田園風景を臨むことができ、市街地とは別の自然景観を堪能することができる一方で、大型商業施設が出店したり、ゴム産業をはじめとした工業施設が立地し、今日では新たな研究開発・産業団地が形成されています。



J R 久留米駅



ブリヂストン通りの風景

(2) 地域文化・歴史

本市は、豊かな風土に恵まれ、古くより人々の生活が営まれてきました。

交通の要衝でもあった本市には、7世紀の中頃に筑後国を治める役所として筑後国府がおかれ、12世紀後半に至るまで、周辺地域の政治・軍事・経済・文化の核として続きます。高良山には、南北朝期に南朝方の懐良親王、戦国期に豊後の大友氏、豊臣秀吉の九州征討の際には高良山の吉見岳城に陣がひかれました。

江戸時代の初め元和7年(1621)に久留米藩の初代有馬豊氏が入国すると、城の修築・拡張が進むとともに、徐々に城下町の姿も整い、現在の久留米市中心部につながる基本的な都市構造が完成しました。

このような歴史的な変遷の中で、現在に至るまで周辺地域の政治・経済・文化の中心地とし

て重要な位置を占めています。

現在市内には先人の営みの痕跡である有形・無形の文化財が数多く残されています。それらの中には、筑後国府跡や御塚・権現塚古墳、毎年多くの人々を集める大善寺玉垂宮の鬼夜など、国指定文化財も多く含まれています。地域の伝統的な行事として受け継がれてきた鬼夜や花火動乱蜂、水天宮大祭などは、観光的イベントとしても大きな役割を果たしています。

また、久留米餅・藍胎漆器・城島瓦などの伝統工芸や、銘酒・うなぎ・エツなど食文化の中にも久留米の伝統文化を象徴するものが見られます。

さらに、本市は坂本繁二郎・青木繁など、日本の近代絵画を代表する画家を輩出しており、作品を所蔵・公開している石橋美術館を中心として、復原整備された坂本繁二郎生家や青木繁旧居など、画家の人的背景を追いながら絵画を楽しむことが可能となっています。

本市では、これらの豊富な文化財の保存・活用のため埋蔵文化財の発掘調査や史跡の保存整備、歴史資料の調査などが行われています。

埋蔵文化財センターでは発掘調査による出土遺物や調査記録を集中管理し、整理・研究を行っています。また、文化財収蔵館では歴史資料の調査・収集・収蔵管理を進めています。これらの施設では収蔵資料の展示や公開も実施しており、体験学習も含めて文化財の活用を推進しています。

本市には指定文化財以外にも地域の歴史・文化・産業を象徴する、建造物をはじめとした多くの歴史遺産が残されています。

今後は市民が歴史・文化とふれあえる場の更なる確保・整備が課題となっていますが、歴史的・文化的な地域資源の調査・保存・継承・活用に、一層の努力を続けていきます。



大塚古墳歴史公園



久留米餅

3. 生活環境

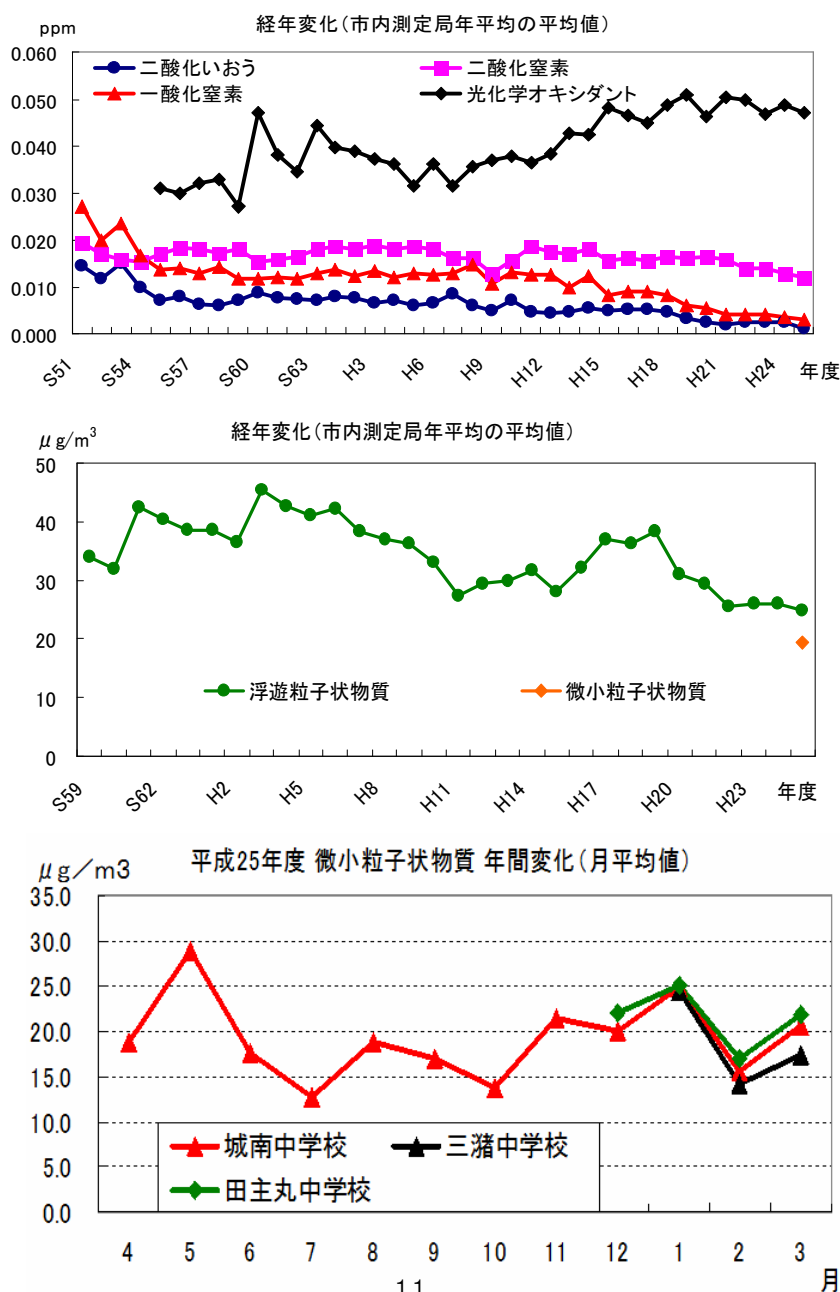
(1) 大気汚染

大気汚染物質の代表的なものに、※二酸化いおう、※二酸化窒素、※光化学オキシダント、※浮遊粒子状物質、※微小粒子状物質があります。市内には、大気汚染測定局が4か所あり、24時間体制で大気中の汚染物質の濃度を測定しています。

ボイラーなどの重油を燃料として使用している施設から発生する二酸化いおうの大気中の濃度は、昭和48年度の測定開始から昭和50年代半ばにかけて、大気汚染防止関係の法令の整備とそれに伴う排出ガス規制などにより大きく減少し、それ以降は徐々に減少しています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、年度により多少の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

自動車の排気ガスや工場などのばい煙が原因で発生する光化学オキシダントは、全国的に※環境基準の達成率が低く、本市においても達成していない状況にあります。

平成21年に環境基準が定められ、平成25年3月から測定を開始した微小粒子状物質は環境基準未達成の状況にあります。

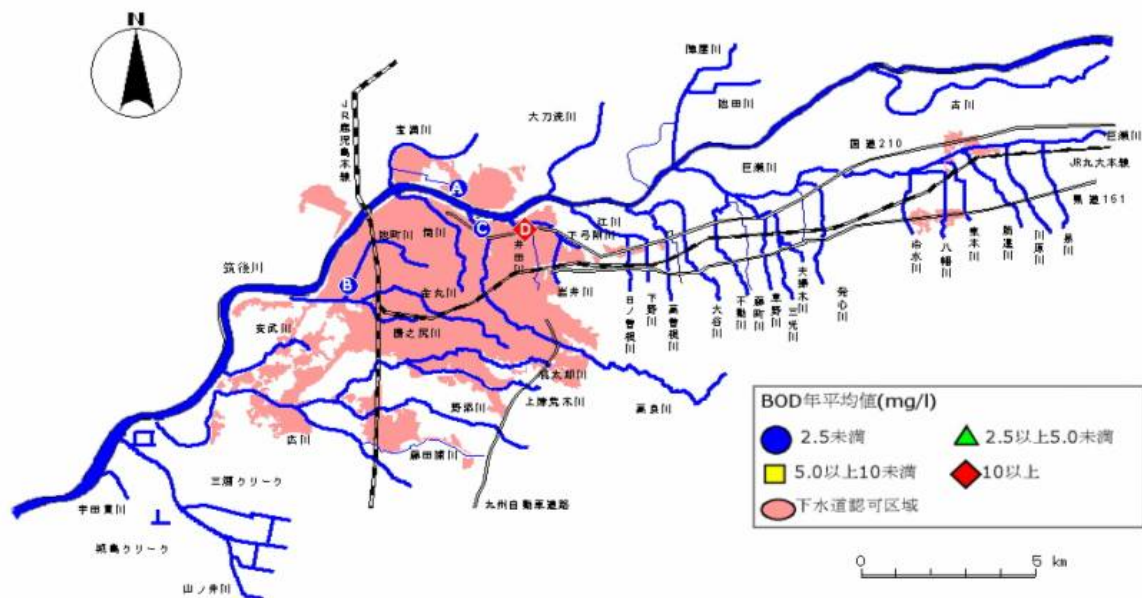


(2) 水質汚濁

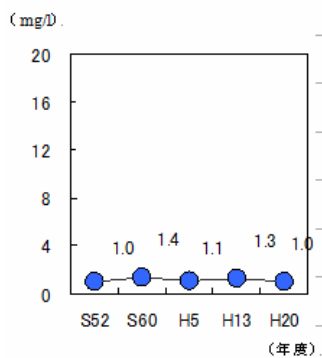
水質汚濁の状況を把握するため、本市では筑後川をはじめとする市内の主な河川について水質の調査を行っています。本市の代表的な河川である筑後川の水質は、※BOD（生物化学的酸素要求量）75%値で見ると、年度により若干の上下はあるものの※環境基準を達成しています。また、市街地を流域とする池町川・筒川・金丸川・高良川などでは公共下水道の整備により、大幅な水質改善がみられています。一方、公共下水道などの排水処理施設未整備地域を流域とする一部の河川では、規制対象外の事業場や住居からの生活排水による汚濁が見受けられます。

また、地下水については、飲料水や生活用水、工業用水として利用されており、その状況を把握するため、※概況調査及び※継続監視調査を実施しています。継続監視調査については、過去に汚染が確認されている2地域で実施していますが、検出濃度は低下傾向にあり、汚染範囲の拡大も確認されていません。

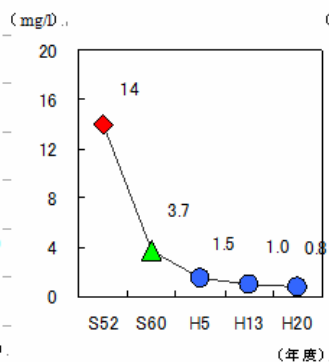
主要河川水質状況（BOD 年平均値 平成25年度）



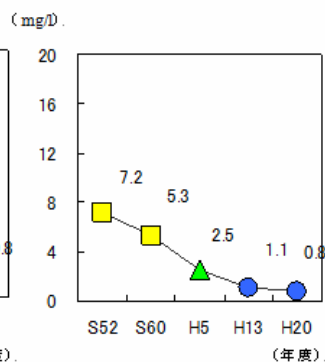
① 筑後川久留米大橋



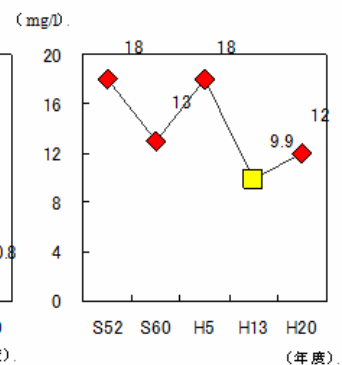
② 池町川木の本橋



③ 高良川河口



④ 下弓削川河口



(3) 騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、工場・事業場、建設・土木作業現場、国道などの主要幹線道路、また、法規制のない、近隣からの生活騒音など、さまざまなものが挙げられます。

工場・事業場騒音の防止を図るため、※特定施設を持つ工場等に対する立ち入り調査を実施し、規制基準を超えていた工場に対しては、改善指導を行っています。また、建設作業についても、特に著しい騒音・振動を発生する作業については、※特定建設作業として、届出が義務付けられています。

主要幹線道路の自動車公害の実態把握のため、毎年、市内の道路数箇所において、騒音・振動の測定を行い、その調査結果は騒音・振動対策や道路整備計画等に活用されています。

(4) 悪臭

本市における悪臭の発生源としては、野焼きによるものが半数を占めており、それ以外では、生活活動や事業活動に伴うものなど多岐に渡っています。本市では、悪臭防止法に基づき、※特定悪臭物質による濃度規制を行っています。しかし、悪臭は典型的な※感覚公害であり、臭気を感じ方に対する原因者と被害者との認識の違いが解決を困難にしている事例も見受けられます。また、飲食店などの※特定悪臭物質以外での相談も増えてきています。

(5) 土壌汚染

土壌汚染は、工場や事業場において有害な物質の不適切な取り扱いによる漏洩や、これらの物質を含んだ排水が土壌に浸透することが主な原因となって引き起こされます。この土壌汚染については、※土壌汚染対策法により、土地所有者等による土壌汚染の調査や汚染の対策が義務付けられています。また、汚染が見つかった場合には、市が※区域の指定等を行います。

(6) 化学物質

私たちの身の周りでは、さまざまな事業活動や日常生活の中で、多くの化学物質が利用され、私たちの生活を豊かにしていますが、一部には人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。その中で、特に一般家庭や工場・事業場での焼却に伴うものが主な発生源となる※ダイオキシン類が問題になっています。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、工場、事業場における排出基準や措置等が定められています。

(7) ごみ減量・リサイクル

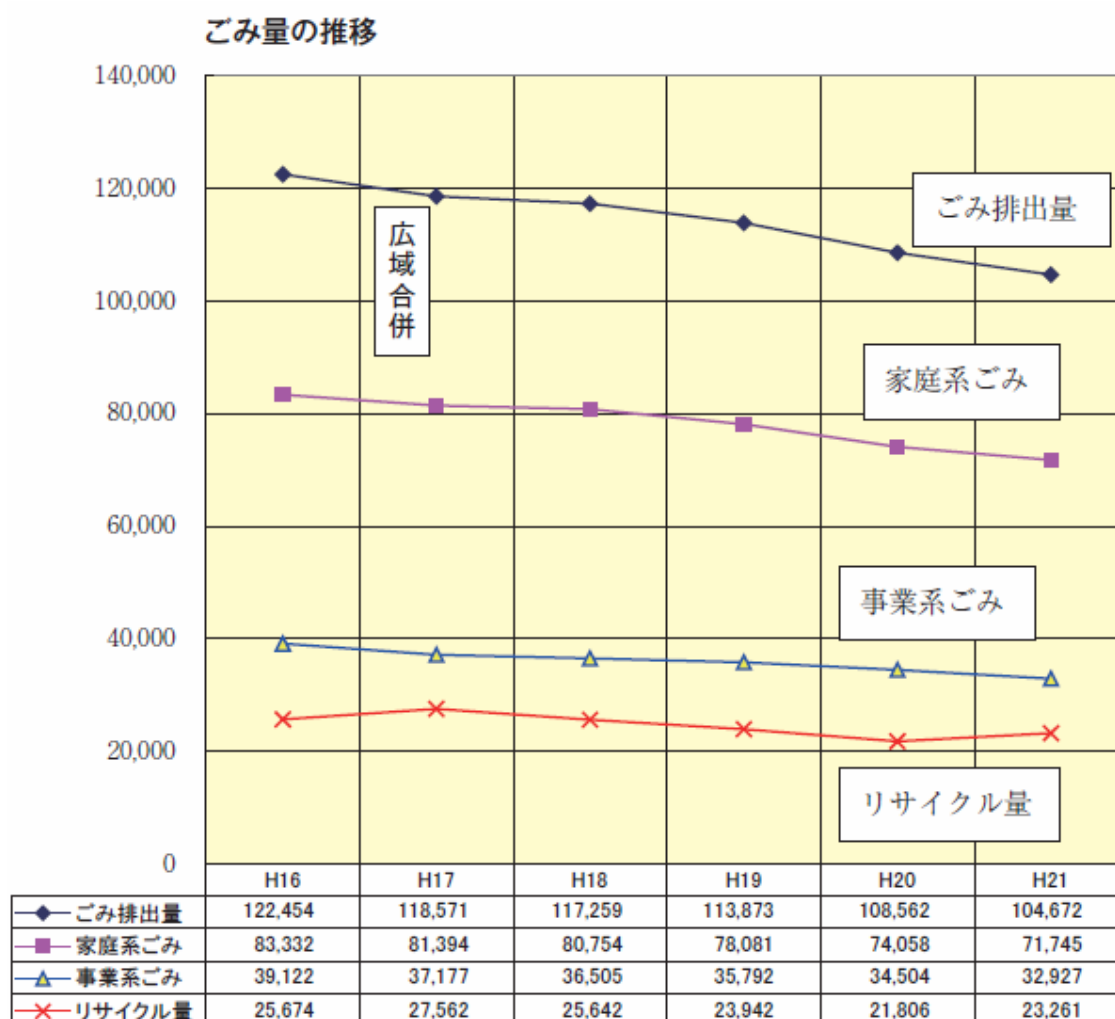
本市では、有料指定袋制度や粗大ごみの有料戸別収集制度、ごみの 18 種分別収集制度など、さまざまな施策を実施し、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量・リサイクルを推進してきました。

平成 17 年に、田主丸町・北野町・城島町・三潆町の近隣 4 町と合併しましたが、ごみ処理に関しては、合併以前の 1 市 4 町それぞれの方式でごみ処理を行っています。ごみ減量・リサイクルの推進についても、それぞれの持つ処理施設や所属する一部事務組合の処理施設の分別区分に応じ、さまざまな施策に取り組んでいます。その結果、ごみ排出量は減少を続けており、

リサイクル率も 20%以上の高い比率で推移しています。

しかしながら、ごみ処理にかかる環境負荷や処分場の問題など、ごみ減量・リサイクルの推進は、本市を含む社会全体において、依然として大きな課題となっています。

今後、こうした課題に対応していくためには、市民・事業者・行政が協働して、生活様式や事業活動を見直し、更なるごみの発生抑制を図り、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される、持続可能な循環型社会を構築していく必要があります。



(8) 水資源

水は、私たちの生活そして、あらゆる命を育む源です。本市は、筑後川という豊かな水資源を有し、その恵みを受けて発展してきました。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化、事業活動の増大などにより、水を取り巻く環境は厳しくなっています。

水は循環利用が可能な資源ですが、これからも、水質の保全と水資源の有効活用を図っていく必要があります。

第3節 地球の未来

(1) 地球環境問題の推移

第2次世界大戦後、世界の人口が著しく増加するとともに、めざましい経済発展を遂げ、世界の※1次エネルギー供給量は、大戦前の4倍強になりました。

また、現在まで続いた、先進国における資源の大量消費・大量廃棄、開発途上地域における人口増による食料需要の増大、経済発展のための開発等を背景として、地球環境の悪化が進行しています。

近年は、※地球温暖化や熱帯林の減少、野生生物の種の減少など、地球規模の環境問題や、※PM2.5などの一地域や一国だけに限定されない国境を越える環境問題が深刻化しています。また※オゾン層の破壊は今も続いています。さらには、一部の開発途上地域で、人口の急増や都市への集中、工業化などを背景として、公害が深刻化し、生態系が崩壊するなど、人類の生存基盤である地球環境が損なわれる恐れが指摘されています。

(2) 地球温暖化の進行と弊害

国連の推計では、2050年までに世界の人口が96億人に達するとされ、人口増加が続く半面、高齢化は途上国にも広がり、水や食料の確保が急務になるほか、労働力不足や社会保障費負担の世代間格差など、現在、先進国が抱える問題は世界的な問題になるとみられています。

※国際エネルギー機関(IEA)によると、2035年には、運輸部門の需要増に牽引され、化石燃料が引き続き主要な一次エネルギーとしての役割を担っていくことが見込まれています。今後需要が増大すると考えられるのが、天然ガスと※再生可能エネルギーとされています。世界の天然ガスの生産量は、2035年には2010年の1.5倍に増大すると言われており、バイオエネルギーや水力・太陽光・風力などを含む再生可能エネルギーについても、2035年までに全発電量の3分の1を占め、石炭に次ぐ電源に成長する可能性があると考えられています。

「※IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書」では、地球温暖化の事実について「疑う余地がない」こと、その原因は人間活動である可能性が極めて高いこと、将来の世界平均気温が最大4.8℃上昇すると見込まれることなどが報告されています。

■地球温暖化の原因

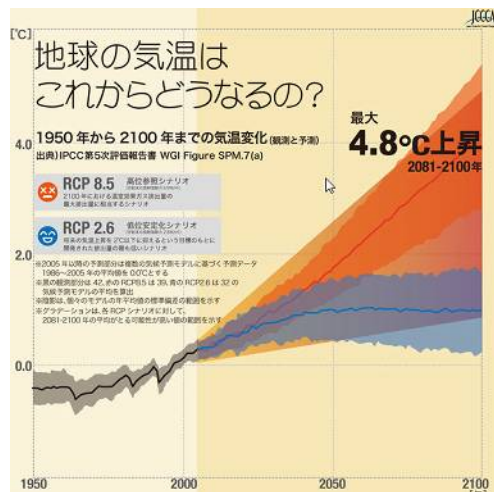
- ・人間活動が、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)

■現状(観測事実)

- ・温暖化については「疑う余地がない」
- ・1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃上昇
- ・最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温

■将来予測

- ・今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は0.3～4.8℃である可能性が高い



（３）国際的な取り組みと我が国の責務

地球温暖化という地球規模の問題に対処するための国際的な取り組みは、1992（平成4）年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で本格的に始まりました。この会議において、我が国を含む155か国が、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた「気候変動枠組条約」に署名しました。

また、条約に規定されていない各国の具体的な削減義務を取り決めるため、1994（平成6）年以降概ね年1回のペースで締約国会議が開催されています。1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を義務付ける「京都議定書」が合意されました。我が国には2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの第一約束期間に温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度比で6%削減するという目標が課され、その結果、8.4%削減し、目標を達成しています。

近年は2020（平成32）年以降の新たな枠組みについての議論がなされており、2013（平成25）年11月にポーランド・ワルシャワで開催されたCOP19では、すべての国が参加する将来枠組みの合意に向けた準備を整える内容の決定等が採択されました。

2014（平成26）年10月、EU（ヨーロッパ連合）は、気候とエネルギーに関する2030年目標と、それを達成するための枠組みについて、EU加盟国政府の首脳で合意に達したと発表しました。

また、2014年9月の国連気候サミット以降、米国や中国が意欲的な目標を掲げるなど気運が高まる中、11月に米中首脳会談で2020年以降の温室効果ガス削減目標に関する共同声明を発表しました。その後、2014（平成26）年12月にペルーのリマで開催されたCOP20では、2020年以降の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みの合意に向けて、各国が約束草案の提出時に示す情報を定めた「リマ声明」が採択されました。また、途上国での地球温暖化対策を支援する「緑の気候基金」は、先進国などが表明した拠出額が目標の100億ドル（約1兆2000億円）を超え、日本においても国会の承認が得られれば、最大15億ドルを拠出することを発表しました。それ以降、2015年にフランスのパリで行われるCOP21での新たな枠組みに関する合意（「パリ合意」）を目指しています。

国内では、平成25（2013）年3月に開催された地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されました。本方針において、各主体のそれぞれの取り組み状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとし、2020年までの削減目標についてはCOP19までにゼロベースで見直すこととされました。

その後、平成25（2013）年11月に開催された地球温暖化対策推進本部において、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点の目標として、「2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度比で3.8%減とする」ことが決定されました。2015年1月現在、日本は原子力発電所の事故による影響で将来の電源構成比率を決めることができていないことなどを理由に、削減目標や提出時期を国際社会に示していないため、2015年のCOP21に十分先立ち約束草案を示すこととされていることから、削減目標を早期に決定することを迫られている状況です。

また、いのちと暮らしを支える生物多様性の危機に対処するため、1992年に「生物多様性条約」が193か国で締結され、2010年10月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において「生物多様性条約戦略計画2011－2020（愛知目標）」の合意が

なされ、2020 年度までに国際社会が生物多様性の分野で達成すべき個別目標が定められました。

愛知目標は世界 193 か国で決められた共通目標ですが、今後、国ごとの目標・行動計画を策定していく必要があります、日本も議長国かつ締結国という立場から、愛知目標の達成に向けて、2012 年 9 月に「生物多様性国家戦略」の見直し・強化が行われるとともに、各種法制度の見直し・強化が進められています。

以下の市民・事業者アンケートは、平成22年に「久留米市環境基本計画」を策定するために実施したものです。

第4節 市民・事業者のアンケート結果

1. 市民アンケート

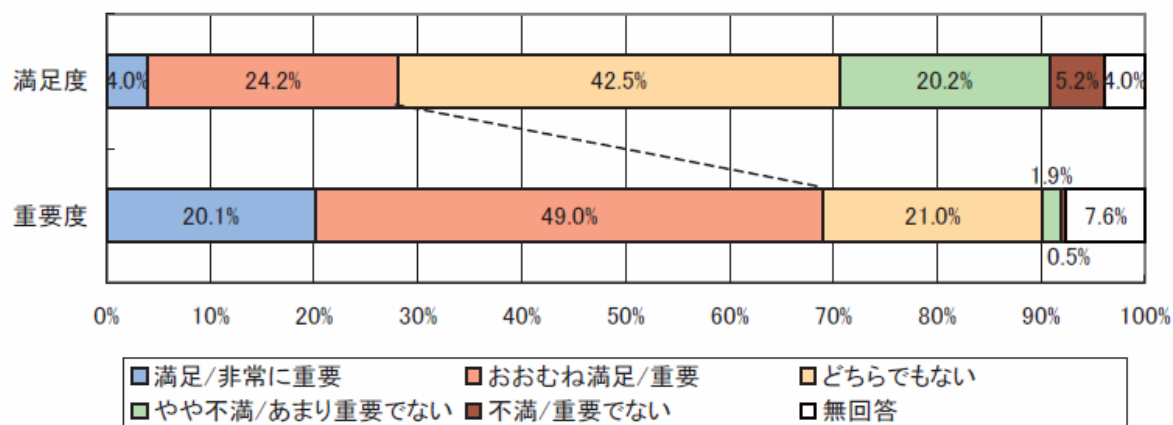
(1) 周辺環境について

アンケート結果から、久留米市の現在の環境については満足している市民の割合は全体的に低く、「どちらでもない」と考えている市民が多いことが分かりました。これに関連して、環境の重要度については、全体的に重要であるとの回答が多くなりました。

現在の環境にあまり満足しておらず、久留米市の環境が将来はもっとよくなって欲しいという気持ちの表われと考えられます。

<環境の満足度、重要度>

問 あなたがお住まいになっている周りの環境に現在どのくらい満足していますか。また、今後どのくらい重要だと思いますか。



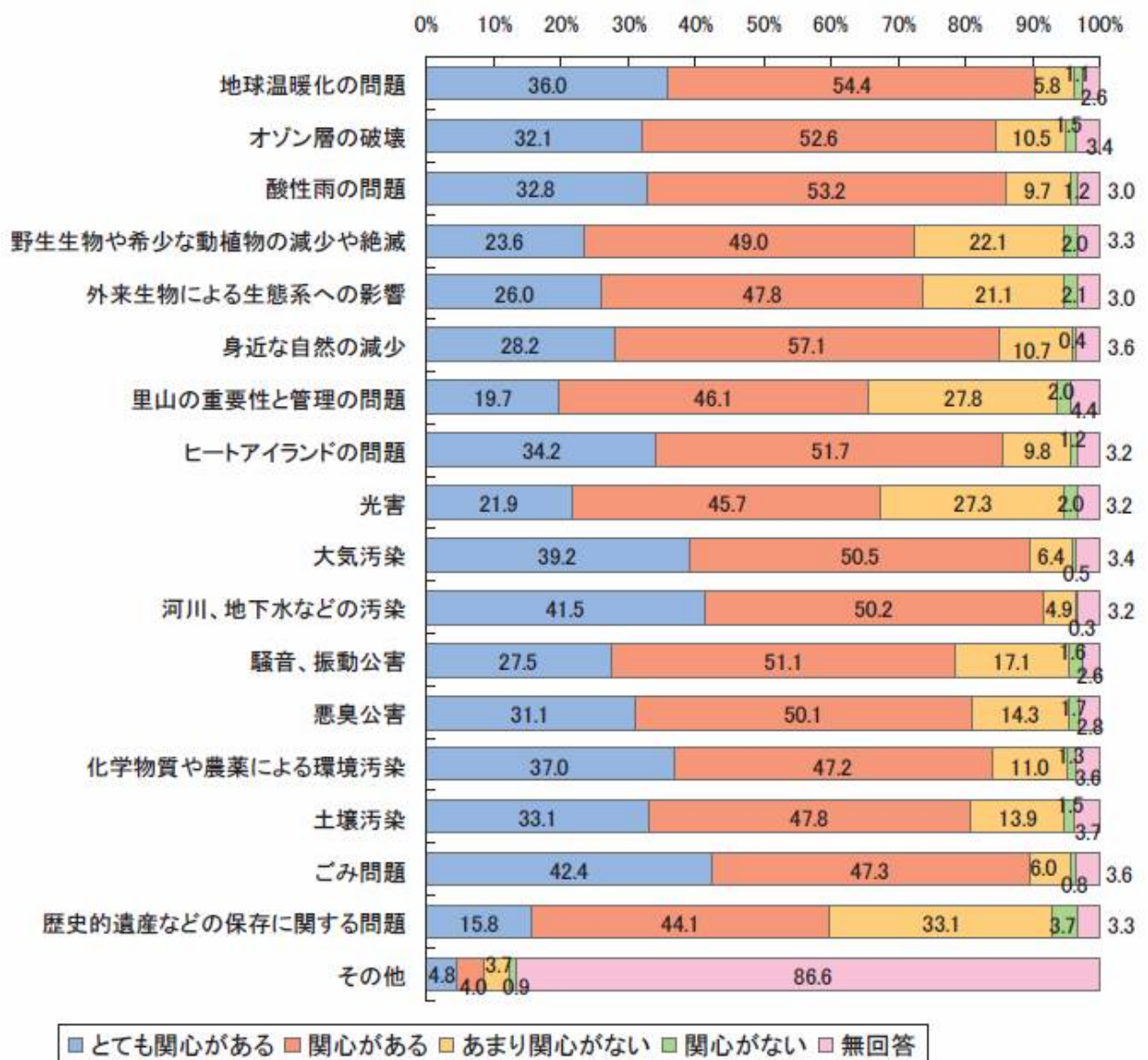
(2) 環境問題について

各環境問題への関心については、全体的に関心が高く、「河川、地下水などの汚染」「地球温暖化の問題」「ごみ問題」「大気汚染」が上位となっています。

また、環境省が全国で行った同様の質問では、「地球温暖化」「森林の減少」「オゾン層の破壊」「大気汚染」が上位となっており、久留米市では水質の悪化やごみ問題に市民の関心があることが特徴となっています。

<環境問題への関心>

問 次の環境問題について、あなたはどの程度関心をお持ちですか。

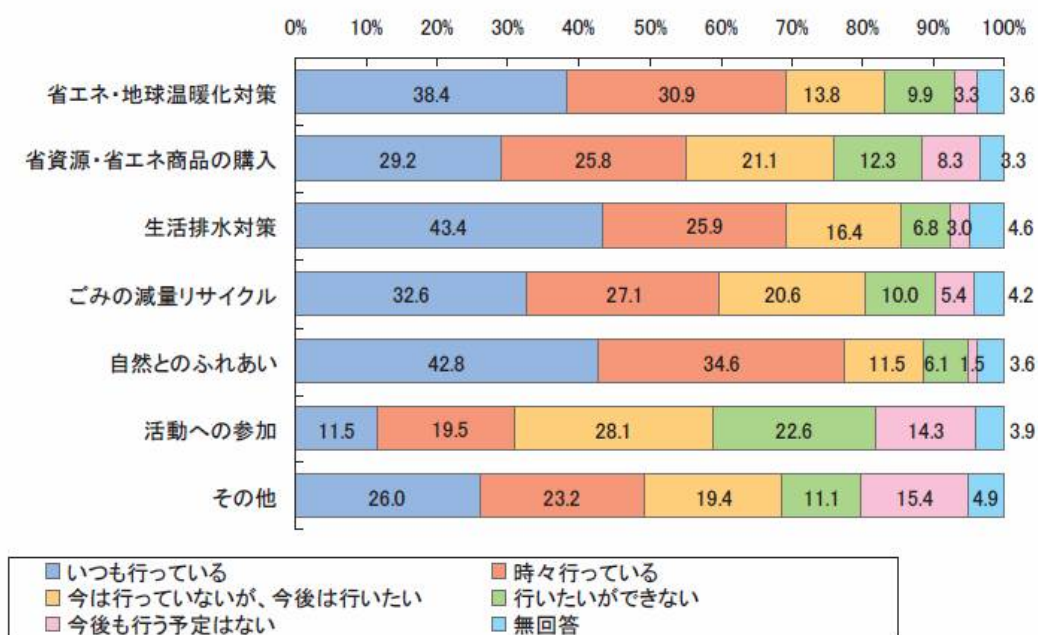


(3) 環境に配慮した取組について

現在行っている日常生活での環境に配慮した取組は、“余暇には自然とふれあうよう心がけている”などの「自然とのふれあい」や、“不要な電気のスイッチをこまめに消す”などの「省エネ・地球温暖化対策」、「家庭からの排水に油や生ごみなどが混ざらないようにする」などの「生活排水対策」に関する項目が上位となりました。

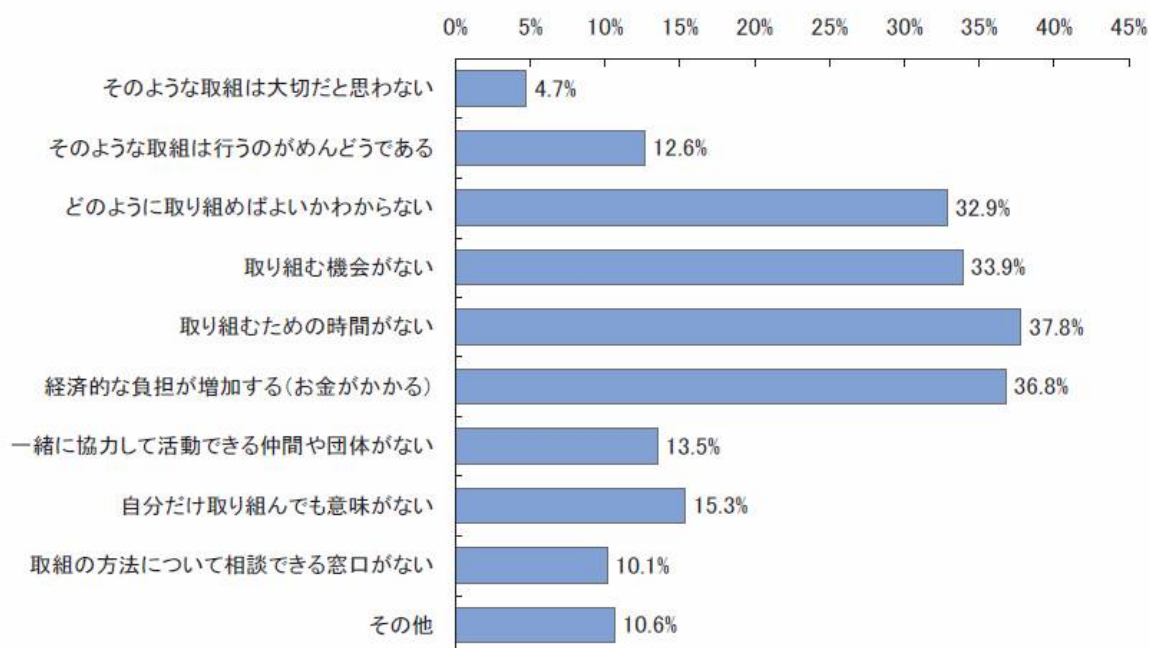
<日常生活での環境に配慮した取組>

問 あなたの家庭では、環境に配慮した取組を行っていますか。



<取組を行えない理由>

問 環境に配慮した取組を行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由として、あなたに最もあてはまる理由は何ですか。



環境に配慮した取組を行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由としては、「時間がない」「経済的な負担が増える」「機会がない」「どのように取り組めば良いか分からない」が上位となりました。

市民が取り組みやすいような仕組みづくりや、取組に関しての情報提供が重要と考えられます。

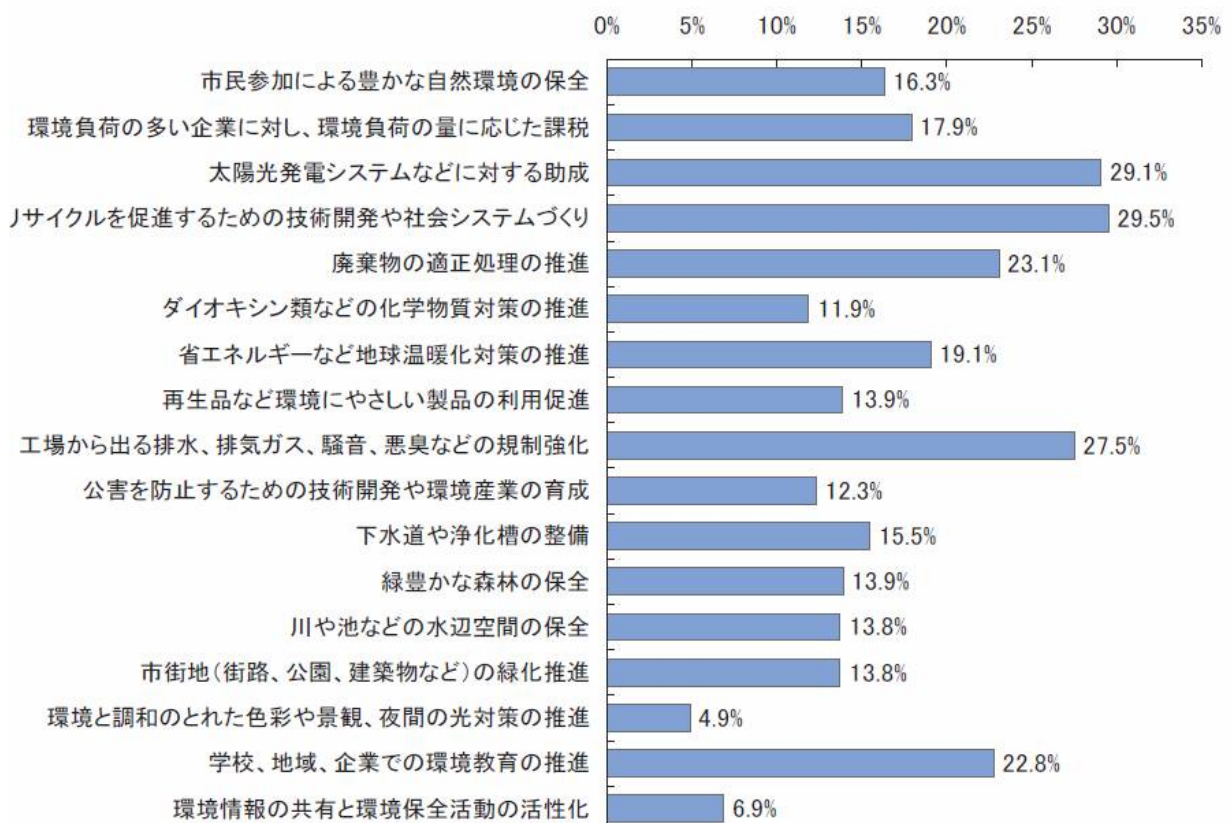
(4) 行政の取組について

行政が推進すべきと考える取組については、「リサイクルを促進するための技術開発や社会システムづくり」「太陽光発電システムなどに対する助成」「工場から出る排水、排気ガス、騒音、悪臭などの規制強化」が上位となりました。

しかし全体で見ると、各項目での差は比較的少なく、行政に対して多くの取組を期待していることが分かります。

<行政が重点的に推進すべき取組>

問 今後、行政はどのような取組を重点的に推進すべきだと思いますか。



1. 事業者アンケート

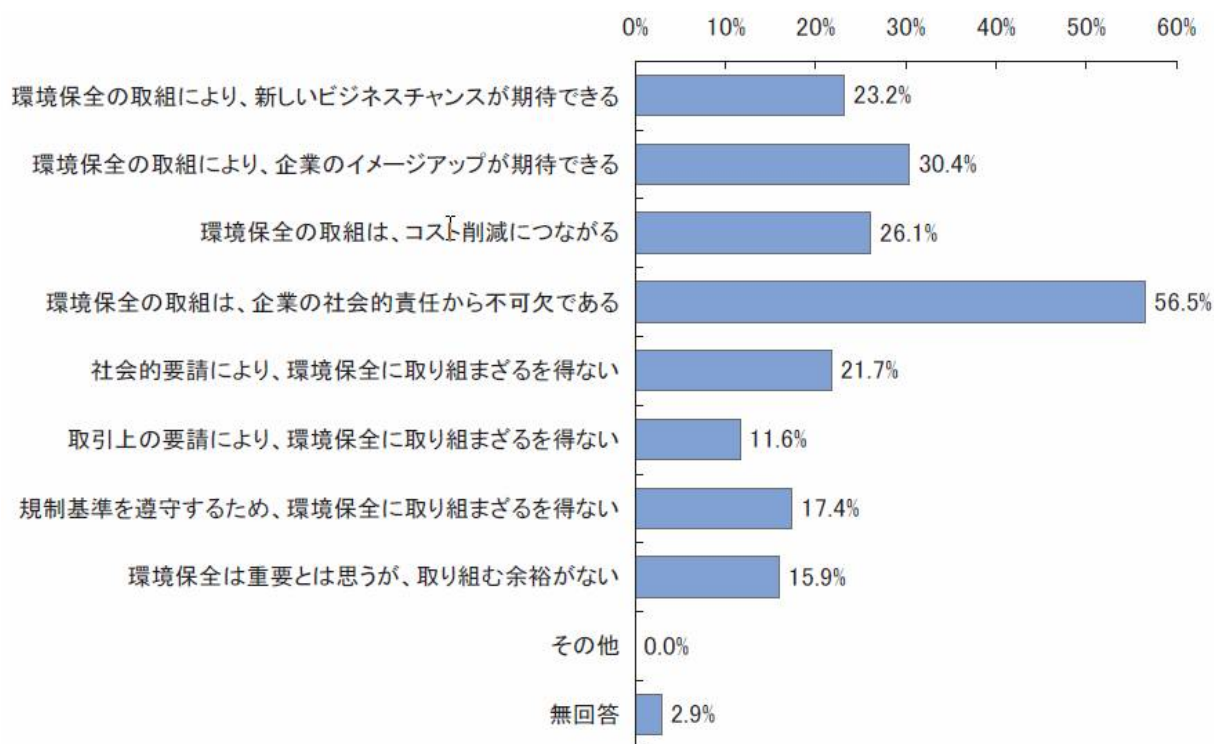
(1) 環境保全に関する取組についての考え方

事業者による環境保全に関する取組についての考え方は、「環境保全の取組は、企業の社会的責任から不可欠である」「環境保全の取組により、企業のイメージアップが期待できる」が上位となりました。

多くの事業者が環境保全に取り組むべきと考えていることが分かりました。

<環境保全に対する取組についての考え方>

問 事業者による環境保全に関する取組について、貴事業所の考えにあてはまるものを選んでください。



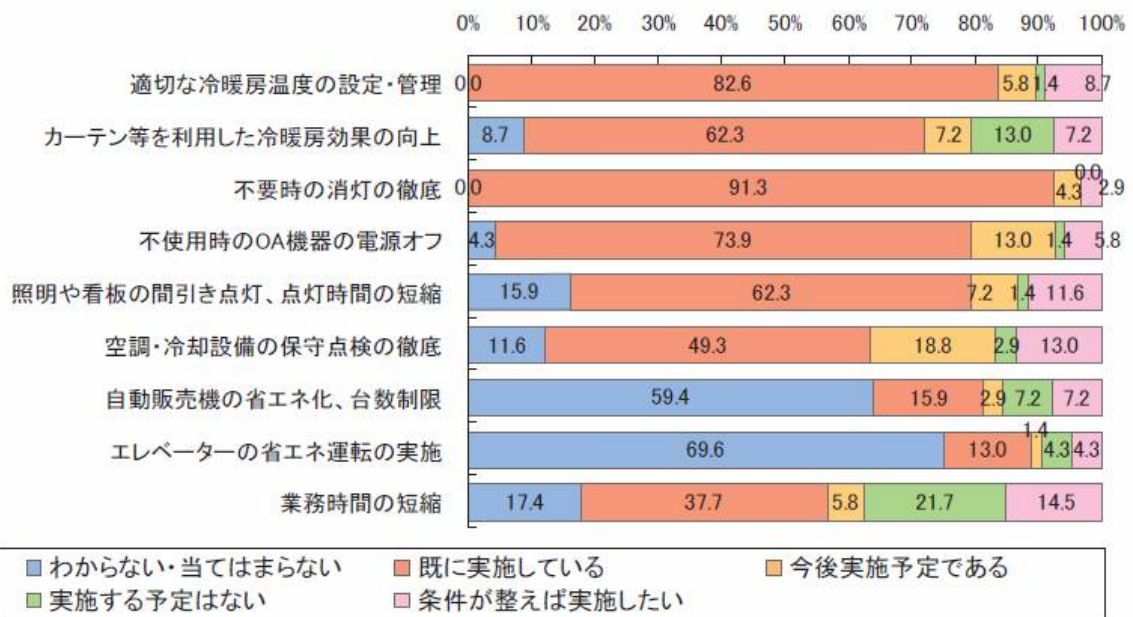
(2) 省エネルギー対策

事業者の省エネルギー行動の実践については、「不要時の消灯」「冷暖房温度の設定・管理」などソフト面での対策は認知・実行されていました。

その反面、施設の省エネルギー対策というハード面での対策は不十分という結果となりました。施設の対策にはコストがかかるため、対応が不十分であることが考えられます。

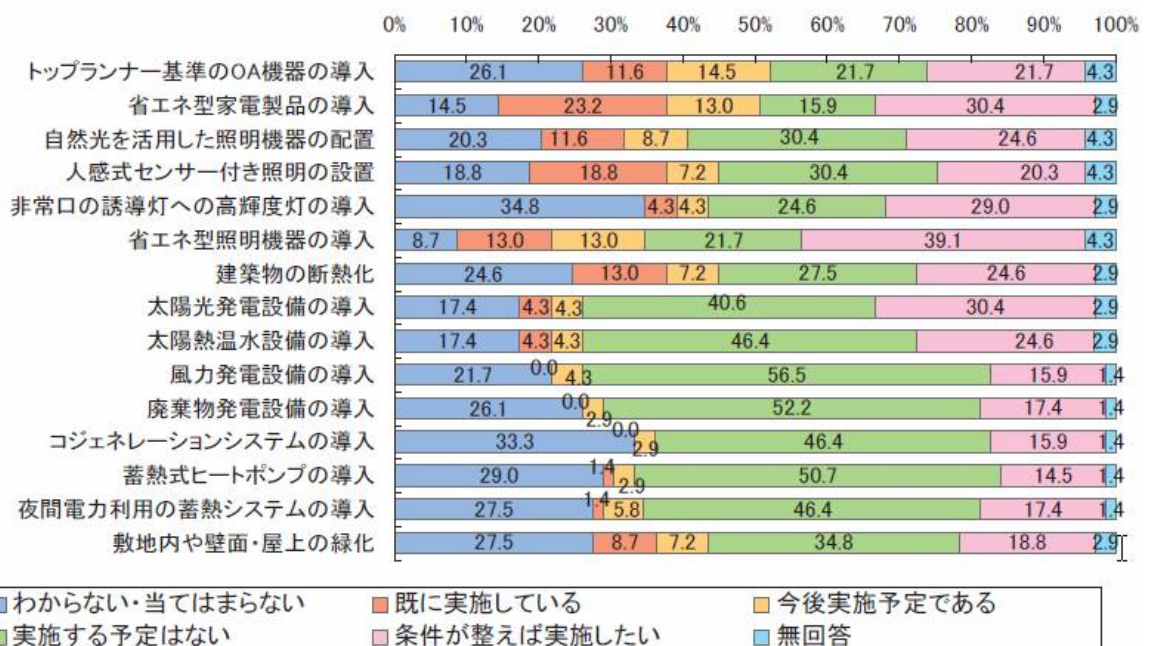
<省エネルギー行動の実践>

問 省エネルギー行動の取組状況について教えてください。



<施設の省エネルギー対策>

問 施設における省エネルギー対策の実施状況について教えてください。



(3) 国・県・市に期待する施策や対応

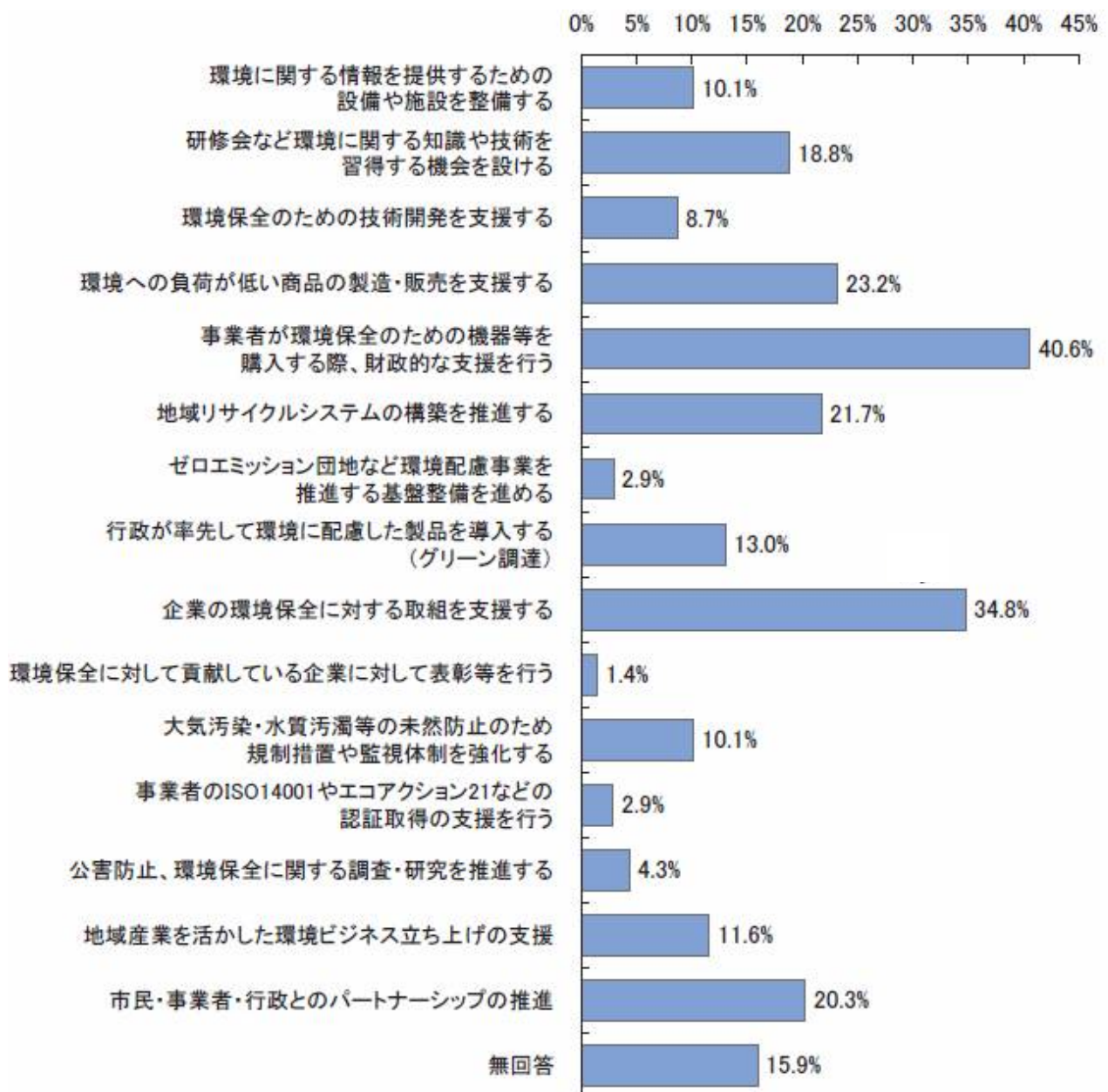
国・県・市に期待する施策・対応については、「事業者が環境保全のための機器等を購入する際、財政的な支援を行う」「企業の環境保全に対する取組を支援する」が上位となりました。

いずれもコスト面で支援を求めていることが分かります。

また、「市民・事業者・行政とのパートナーシップの推進」への期待も伺えました。

<国・県・市に期待する施策や対応>

問 国、県、市に期待する各種施策について、早急な対応が必要だと思うものを選んでください。

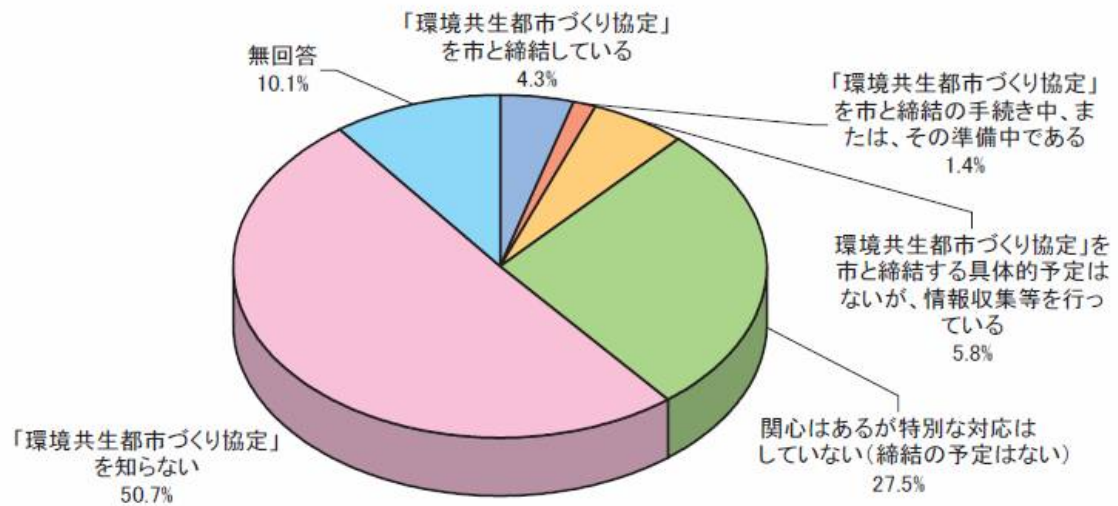


(4) 環境共生都市づくり協定について

久留米市で締結を呼びかけている『環境共生都市づくり協定』については、「知らない」との回答が半分以上を占めました。

情報提供、PRの必要があると考えられます。

<「環境共生都市づくり協定」の取組状況・今後の意志>



第2章 各主体の役割

（１）市民（市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体）の役割

市民は、日常生活において、ごみの発生抑制やリサイクル、省エネルギーなど身近にできることから実践することにより、環境への負荷の低減に努め、住みよい環境づくりに努めます。

そのため、地球温暖化やごみ問題などの環境問題に関心を持ち、環境に関する理解を深め、環境保全につながるような生活スタイルに転換していきます。

また、地域コミュニティ組織の活動や、市民活動団体による緑化、美化、リサイクル、環境学習等の活動に積極的に参画し、各主体との連携を図っていきます。

（２）事業者の役割

事業者は、すべての事業活動が環境にさまざまな影響を与えていることを認識し、環境保全の一層の取組を進めるとともに、事業活動のあらゆる段階において環境影響の把握・評価とその結果の公表に努めます。それにより、製品の製造、加工、流通、販売等を通じて、環境負荷の少ない社会の実現に向けた事業活動を実践していきます。

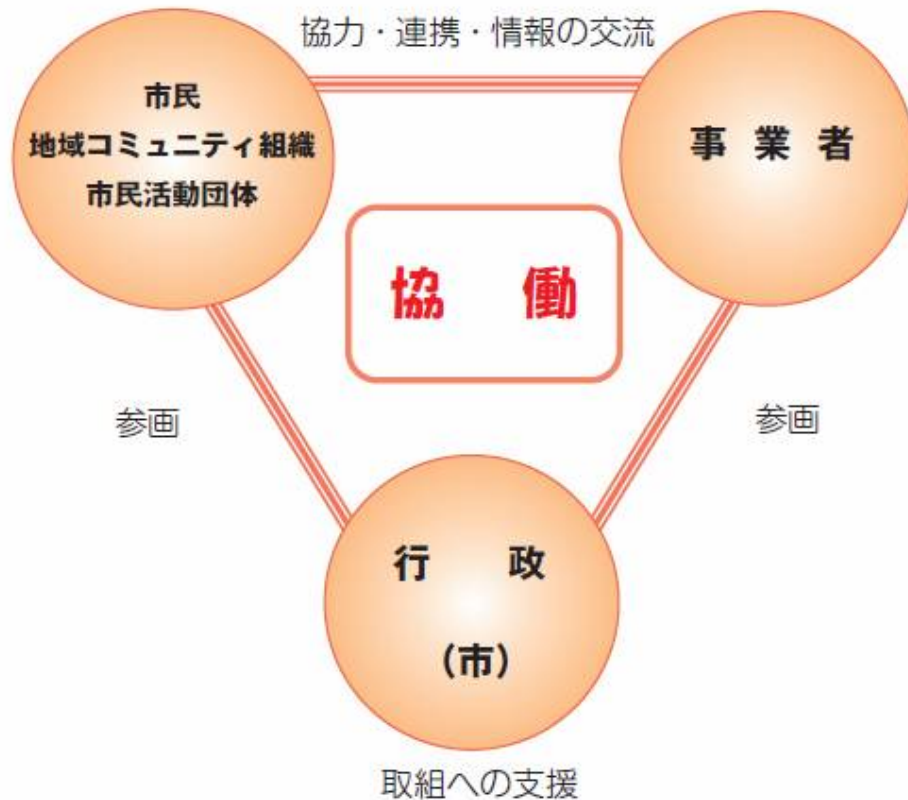
また、地域社会の一員として、地域の環境保全に向けた活動に積極的に取り組んでいくとともに、人的及び経済的な面などから地域の環境保全に向けた活動を行う市民等を支援するなど、社会貢献していきます。

（３）市の役割

市は、本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組を促進するため、積極的に支援するとともに、環境の保全・創出に関する施策を実施します。

また、市自らが事業者でもあり、消費者でもあるとの立場から、環境保全に関する行動を率先して実行していきます。

【主体間の関わりについて】



●市民・事業者の行動指針

市民、事業者が日常の生活や活動の中で、積極的に環境に配慮した行動を実践していくための手がかりとなるように、「環境配慮行動指針」を策定します。

環境配慮行動指針のイメージ

■市民の環境配慮行動指針

家の中での行動、買い物をするときの行動、地域コミュニティを通じての行動など、日常生活の中でできる身近な行動などについて環境意識を高めていきます。

〔内容〕

- ・毎日の暮らしの中での環境配慮・地域でできる環境配慮
- ・環境学習、保全活動への参加など

■事業者の環境配慮行動指針

オフィス内での行動、製品の製造や販売における行動、農業生産における行動など、事業活動の中でできる行動について、事業者の自主的、積極的な行動を促していきます。

〔内容〕

- ・通常の事業活動での環境配慮
- ・構成員について環境教育、学習への積極的な取組
- ・地域社会の一員としての環境保全活動の推進
- ・環境保全活動への参加、支援
- ・地域環境活動へのスポンサーシップなどの社会貢献
- ・行政への協力など

○久留米市環境基本条例

平成11年3月31日

久留米市条例第15号

久留米市環境保全基本条例（昭和48年久留米市条例第47号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第12条）

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第13条—第18条）

第3節 環境保全協定（第19条・第20条）

第3章 久留米市環境審議会（第21条）

附則

わたしたちは、昭和48年に久留米市環境保全基本条例を制定し、環境保全に係る基本的姿勢を示し、我がふるさとを水と緑の人間都市とするために懸命の努力を続けてきた。

しかしながら、豊かさや利便さを追求してきた生活の営みやそれを支えてきた社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、地球的規模の広がりと将来の世代にわたる環境問題を生み出してきている。かけがえのない地球を守り、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、また責務である。

わたしたちは、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意し、ここに、新たに久留米市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環

境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、市民が健康で文化的かつ快適な生活を享受できる社会を実現すること。
- (2) 水や緑に親しむことのできる都市空間、地域の個性を活かした美しい景観及び居住環境並びに良好な環境の保全及び創造に資する施設を整備することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (3) 歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い都市環境を確保すること。
- (4) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保、森林、農地、河川等における多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効利用を積極的に推進することにより、循環を基調とする社会を実現すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針及び行動計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 市長は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

(環境基本計画の策定手続)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ市民、事業者又はこれらのものの組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するように努めるとともに、第21条に規定する久留米市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との関係)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、市域における環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第12条 市長は、市の機関相互の調整及び市民等との協力を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(公共的施設の整備の推進)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に資するため、下水道、廃棄物処理施設、公園その他の公共的施設の整備を積極的に推進するものとする。

(緑豊かな環境の確保)

第14条 市は、森林その他の緑が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備、市街地等における緑化の推進並びに緑に包まれた魅力ある都市空間の形成に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に資するため、良好な環境の保全及び創造に関する啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自主的に行う再生資源に係る回収活動、緑化活動、環境美化活動その他の良好な環境の保全及び創造に資する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第18条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進に関し広域的な対応が必要な場合は、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 環境保全協定

(環境保全協定の締結)

第19条 市長は、事業者と協働して良好な環境の保全及び創造に資する活動を実施するため、市長が別に定める事業所と環境保全協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(環境保全協定の内容)

第20条 環境保全協定は、次に掲げる事項について定めることができるものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量・適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 環境保全活動等への従業員の自主的参加の支援に関すること。
- (5) 環境管理体制等の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

第3章 久留米市環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久留米市環境保全基本条例第6条第1項に規定する久留米市環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に審議会の委員に委嘱された者とみなす。

用語集

あ行

◆一定規模以上の開発等

3,000㎡以上の土地の区画形質等変更(掘削や切土・盛土など)を行うことです。

◆一般廃棄物

家庭から排出されるごみ(一般廃棄物)の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物などの事業系一般廃棄物などをいいます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。

◆1次エネルギー

自然界に存在するままの形でエネルギー源として利用されているもので、石油・石炭・天然ガス等の化石燃料、原子力の燃料であるウラン、水力・太陽・地熱等の自然エネルギー等自然から直接得られるエネルギーのことです。

◆雨水浸透施設

宅地内に降った雨水を地下に浸透させるために設置する施設のことです。

◆エコアクション21

環境省が平成8年から、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で策定されたマネジメントのための制度です。

◆エネルギー問題

化石燃料(石炭・石油等)による地球環境破壊の問題と代替エネルギー(化石燃

料に変わる新エネルギー)開発などの問題です。

◆オゾン層

地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のこと。大気中のオゾンは、その約90%が集まって、層を形成していて、通常、この層を「オゾン層」と呼びます。オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。

◆オフセット・クレジット(J-VET制度)

企業等が、他の団体等で削減された温室効果ガス削減・吸収量(クレジット)を購入して、自分の温室効果ガス削減量とみなすことをカーボンオフセットといい、そのクレジットの売買を行う仕組みのことです。

◆温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

か行

◆概況調査

水質汚濁防止法に基づき、地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施している調査です。

◆河岸段丘

河川の流路に沿って発達する階段状の地

形をいいます。

◆学校版環境ISO

本市の小・中学校の児童・生徒が、国際的な環境規格であるISO14001に準じた環境を守る仕組み（学校版環境ISO）に基づき、環境を守る活動を実践することにより、環境に対する意識を高めていくことを目的にして取り組んでいる制度のことです。

◆感覚公害

人の感覚を刺激して不快感を与える公害を、感覚公害と総称します。具体的には、悪臭・騒音・振動などです。

◆環境基準

環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境保全行政上の目標数値をいいます。現在、大気・水質・土壌・騒音及びダイオキシン類について基準が定められています。

◆環境マネジメントシステム（環境管理システム）

企業などの事業者が、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するための仕組みのことで、（１）環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、（２）これを実行・記録し、（３）その実行状況を点検して、（４）方針等を見直すという一連の手続きのことをいいます。代表的なものに、ISO14001などがあります。

◆かん養

地表の降水や河川水が帯水層（地下水によって飽和している地層）に浸透し、地下水を供給できるようになることをいいます。

◆気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす、さまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。

◆汽水域

海水と淡水が混じりあう水域をいいます。

◆京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、批准した各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されるとともに、排出量取引・共同実施・クリーン開発メカニズムなどの温室効果ガス削減のための新たな仕組みが合意され、2005年2月に発効しました。

◆区域の指定等（指定区域）

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が見つかった際に、市がその区域を指定します。この区域になった場合は、汚染土壌の拡散を防止するために、土壌汚染に対する措置や、その土地の形質変更の制限があります。なお、この区域については、平成22年4月から措置が必要な場合の「要措置区域」と、形質変更を行う場合

に届出が必要な「形質変更時要届出区域」
となっています。

◆くるめエコ・パートナー

市民の生活を省エネルギー・省資源型の生活へと切り替えていくために、市民・事業者・行政が一緒になって地球温暖化防止活動（エコ活動）への取り組みを進めていく制度です。

◆久留米市地球温暖化防止実行計画

本市の事務・事業に関し、自ら事業者・消費者としての環境負荷低減のための取り組みを推進し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で求められている温室効果ガスの削減を達成することを目的として策定したものです。

◆継続監視調査

水質汚濁防止法に基づき、これまでに地下水の汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うために実施している調査です。

◆ゲリラ豪雨

集中豪雨の中でも、非常に狭い地域の中で短い時間で驚異的な大量の雨が降る局地的豪雨のことを、ゲリラ豪雨と呼びます。

◆コージェネレーション機器

ガス・石油等の燃料から、電力と熱を生産し供給する機器の総称です。
ガスエンジンや蒸気ボイラーを用いたタイプなどがありますが、近年では、家庭用として燃料電池を用いたタイプもあり

ます。

◆光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線で光化学反応を起こし生成されるオゾンなどの有害な物質の総称です。この物質によるスモッグを光化学スモッグといい、ある濃度以上になると目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。光化学オキシダントの濃度が高くなると、県から注意報等が発令されます。

◆後背湿地

自然堤防などの微高地の背後にできる平坦で低い地形をいいます。

◆国際エネルギー機関（IEA）

加盟国におけるエネルギーの安全保障と安定需給を目的とする国際機関をいいます。加盟国におけるエネルギーの安全保障と安定的な需給構造確立を目的として、第1次石油危機後の1974年に設立されました。

◆国内排出量取引制度

京都議定書で決められた温室効果ガス削減の数値目標を達成するための国内対策の補完制度のことです。京都メカニズムのひとつである国際排出量取引と同じ原理です。排出権取引（制度）とは、全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割り振っておき（排出権制度）、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利

の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組みをいいます。

◆国連環境開発会議

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議をいいます。地球サミットと呼ばれることもあります。

◆国連食糧農業機関（FAO）

国連の専門機関のひとつ。農業・林業・水産業等の分野における幅広い諸問題について関心を持ち活動をしています。

◆こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995年に発足した事業です。小・中学生数人～20人程度でグループをつくり、大人の連絡係（サポーター）を加えて年度ごとに登録する国の制度です。

◆コミュニティサイクル

従来のレンタサイクルとは異なり、まちなかに複数の自転車貸出拠点（サイクルポート）を設置し、利用者がどの貸出拠点でも貸出・返却ができる自転車による新しい交通手段です。

◆コンパクトな都市づくり

都市機能の維持と市域の均衡ある発展を図っていくため、市街地の拡散的拡大を抑制しながら、中心拠点と地域の生活拠

点などが相互に機能を補完し合う、ネットワーク型の都市づくりのことです。

さ行

◆最終処分

廃棄物が、リユース・リサイクルされない場合、最終的に埋め立てされることをいいます。

◆再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をいいます。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指します。

◆産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物をいいます。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められています。

◆酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨・霧・雪などの

ことをいいます。一般的には、pH5.6以下のものをいい、この数値が小さいほど酸性が強いことを示しています。

◆資源回収奨励制度

子ども会・自治会・児童会・保護者会などの地域住民団体がその地域内の家庭からでる新聞・雑誌・段ボールアルミ缶などの資源を回収し、資源回収業者に引き渡しを行い、その回数・量により、市から地域活性化の一環と位置付け資源回収登録団体に支援（奨励金の交付）を行う制度です。久留米市内で約300団体が活動を行っています。

◆自然堤防

河水によって運搬されてきた土砂が、高水・洪水等の際に河道の周囲に沿って堆積して形成された微高地。

◆循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のことをいいます。

◆自立分散型のエネルギー・システム

太陽光発電に蓄電池又は燃料電池等の低炭素技術機器を組み合わせた設備の導入により、災害時にも自立的エネルギーを確保できるシステムです。

◆スマート・コミュニティ

I C Tと蓄電池の技術を活用し、従来コントロールを行うことが困難であった需

要サイドを含め、電力の需給管理を行う技術（スマートグリッド）を確立し、熱も含めてこれらの取り組みを面的に広げ、地域単位でエネルギー管理を行う分散型エネルギーシステムなどを構築した社会システムのことです。

◆節水機器

水使用量を削減するために蛇口・シャワー・水洗トイレ等の水使用機器に設けられるもので、節水コマ・節水型シャワー・節水型トイレ等があります。

◆扇状地

河川によって形成され、谷口を頂点として平地に向かって扇状に開く半円錐形の砂礫堆積地。

た 行

◆ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に塩素を含む物質を燃やした時や化学物質を製造する過程などで生成されるもので、水には溶けにくいものの油に溶けやすい、また、熱に強く分解されにくいといった特徴があります。また、濃度によっては、動物に対して発ガン性や生殖毒性、免疫毒性などを有すると言われています。

◆断層山地

地震などの断層運動によって生じた山地をいいます。

◆地球温暖化

人間活動起源の二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

◆地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものです。

◆地球環境問題

人類の将来にとって大きな脅威となる可能性がある地球的規模あるいは地球的環境にわたる環境問題のことをいいます。

◆中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態・外観・内容・特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすることをいいます。最終処分（埋め立ておよび海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいいます。

◆中水

雨水や排水を再生処理してトイレや散水に利用する水のことをいいます。上水と下水の中間に位置することから中水といわれています。中水はトイレ洗浄水、冷却用水、河川や用水路、淡水湖補給水、植栽散水用水、庭への散水などに再利用されています。

◆沖積層

流水によって運ばれてきた土砂が積み重なった地層をいいます。

◆沖積平野

河川の堆積作用によってできた平野をいいます。

◆透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことをいいます。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制効果もあるといわれています。

◆特定悪臭物質

不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質のうち、悪臭防止法において指定されたもののことです。現在は、アンモニア・硫化水素など22の物質が指定されています。

◆特定外来生物

外来生物とは、元々その地域に生息していなかったのに、人間の活動によって海外などから入ってきた生物のことです。日本の野外に生息する外来生物は、確認されているだけでも約2,000種に上ります。外来生物には、ブラックバスやアライグマ、カミツキガメのように、生態系や農林水産業、人体への影響が懸念され

ている生物がいることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の中で、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定しています。特定外来生物は、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入などの取り扱いが規制されています。

◆特定建設作業

建設工事として行われる作業の内、著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。くい打ち機やさく岩機、空気圧縮機（コンプレッサー）などを使用する作業などが規制対象となります。

◆特定施設

騒音・振動規制法に基づき、著しい騒音や振動を発生する特定の機械設備を特定施設と定めています。

◆特定有害物質

土壤汚染対策法に基づき定められた有害物質で、25物質が定められています。

◆都市・生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のことをいいます。

◆土壤汚染対策

汚染が広がらないように行う対策で、土壤汚染においては、盛土や掘削除去、封じ込めなどの措置が決められています。

な行

◆内陸型気候区

年平均気温が15～16℃、年降水量1800mm前後で、気温の日較差と年較差が最も大きく、風も比較的弱い地域で、佐賀・福岡・熊本県の有明海、島原湾に面した平野部の地域が含まれます。

◆二酸化いおう（SO₂）

気体は「亜硫酸ガス」ともいいます。有毒で、石油や石炭の燃焼時にいおう分が酸化すると二酸化いおうとして排出され、大気汚染の原因となります。有毒で無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。

◆二酸化窒素（NO₂）

大気中に排出される窒素酸化物のほとんどが二酸化窒素です。有毒で赤褐色の刺激性のある気体であり、水に溶解しにくいという特性を持っているため、人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫などの原因となります。

◆熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物を焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用することをいいます。廃棄物の焼却熱は、回収した廃棄物を選別した後の残渣処理にも使われます。

は行

◆パーク・アンド・ライド

従来、都心部まで自動車を乗り入れてい

た通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステムのことをいいます。

◆バイオマス

生物（バイオ）と、量（マス）を合わせてできた言葉です。動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指します。

◆ヒートアイランド化

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいいます。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられています。特に、夏季においては、家屋内の熱を冷房によって外気に排出することにより、外気温が上昇し、それにより更に冷房のためのエネルギー消費を増大させるという悪循環を生み出しています。

◆ピークカット・ピークシフト

いずれも電力使用量が多い時間帯の電力使用量を減らす取り組みのことです。ピークカットは、高効率エネルギー機器や太陽光発電システムにより、電力使用量そのものを減らすことで、ピークシフトは、活動時間帯を移動させたり、夜間に蓄電池に電気を貯め、日中にそれを使ったりすることで、電気需給に余裕がある

時間帯に電気の使用を移行することです。

◆微小粒子状物質

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子です。

◆ふくおかFCVクラブ

官民一体となってFCV（燃料電池自動車）の普及と水素ステーションの整備促進を目指すために2014年8月に設立されたものです。

◆複合臭

ある発生源から規制基準値を下回る悪臭物質が多種排出され、これらが相加・相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられることをいいます。

◆浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する、粒径が10ミクロン（1ミクロンは1ミリメートルの1000分の1）以下の物質をいいます。ディーゼル車の排出ガス・工場のばい煙・道路粉じんなどが主原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こします。環境基準が定められています。

◆分別推進員

旧久留米市地域で、平成10年度から燃やせるごみの集積所の責任者及び資源物集積所の代表者を分別推進員として任命しています。地域におけるごみ減量・リサイクルに関する指導啓発や細かな分別収

集体制の確立など、市と地域のパイプ役として活動し、成果をあげています。

◆変成岩

火成岩や水成岩が、地球内部の熱や圧力の作用により性質が変化したものをいいます。

や行

◆溶融スラグ

焼却灰などを1300℃以上の高温で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質にする処理をした物のことをいいます。

ら行

◆レアメタル

資源としては存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ない希少金属をいいます。

◆レッドデータブック

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省は、レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表し、これを基にしたレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を刊行しています。福岡県でも同様に、福岡県版のレッドデータブックを作成しています。国際自然保護連合(IUCN)が作成している絶滅のおそれのある世界の動植物のデータ集が、危

機をあらわすために表紙に赤色を使用していることからこの名前と呼ばれています。

A～Z

◆BOD（生物化学的酸素要求量）75%値

微生物によって水中の有機物が酸化・分解される際に消費される酸素の量を表したもので、その値が大きければ有機物が多く、水質汚濁の度合いが高いことを意味します。75%値とは、n個の日間平均値を小さいものから並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値です。河川のBODについては、この75%値を環境基準と比べて達成状況の判断を行います。

◆HEMS

家庭内のエネルギー監理システムのことです。電力の使用を効率化でき、節電やCO2削減に役立ちます。

◆IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

日本を含む約130か国の専門家・研究者でつくる地球温暖化についての科学的な研究成果・データの収集・整理をするための政府間機構で、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置されたものです。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方について検討を進め、国際的な対策を進展させるための基礎となる情報を収集し、公表しています。

◆t-CO₂

温室効果ガスにはメタンや二酸化炭素など、たくさんの種類があります。これらは大気中での寿命や赤外線吸収特性などから、それぞれ温室効果の強さ（地球温暖化係数）が異なります。そこで、温室効果ガスの排出量を二酸化炭素の量に換算したものです。